

ビスカ(琵琶湖)レース参加規程(BRS)琵琶湖セーリングクルーザー協会
レース・ルール・安全 委員会**第1章 前文**

- [目的] 公正、的確なレース運営と安全確保を目的として、本規程を定める。
- [適用] 本規程を、当協会が主催、又は運営するヨットレースに於ける参加条件として適用する。(レースに当たって特別な指示があればそれが優先する)。
- [罰則] 本規程に違反する場合は、適当な罰則を課すか、参加を拒否する事が出来るものとする。
- [改定] 本規程は、レース委員会、もしくは安全委員会により予告なく改定、追加されることもある、但しこの場合、出来るだけ早い機会にホームページ等にて通知されるものとする。

第2章 参加規定

- 1、参加申込は、所定期限迄に参加料を添え申込むこと(当日支払いは原則1000円増し)。
- 2、支払われた参加料は、特別な理由が無い限り返却しないものとする。
- 3、会員艇としての参加は、ビスカ登録済の艇であること(チャーター艇、試乗艇、借用代替艇・・・等は認めない)。
- 4、登録艇であれば、乗員は何れの者が乗っていてもよい。
- 5、セールには、No.が付(無き場合は仮No.を指示する)、艇体には艇名が記載されていること。
- 6、帆走性能に関する変更がある場合は、事前にその旨申告すること。(例) セールエリア増大、フルパテンセール、ジェネカー、特殊セール、マストブーム、ポール長さ変更、キール、エンジン、プロペラ、プレーニングボード、その他改造・・・(標準装備と違う箇所)。
- 7、登録内容に変更がある場合は、事前にその内容を申告すること。(例) 艇、艇名、セールNo.、所属マリーナ、代表者氏名、住所、TEL・・・など。
- 8、ビスカ旗及びビスカレース旗を、艇尾に掲揚のこと、掲揚していない場合はレース参加艇と認めないこともある(会員外参加艇は別途指示とする)。
- 9、スタート前、本部艇に参加の確認を受けること(艇名、セールNo.、安全対策・・・)未確認艇は、参加艇とは認めないこともある。
- 10、レース中は、過激及び、スポーツマン精神に反する様な言動をしてはならない。
- 11、事故に際しては、シーマンシップに基づき危険に瀕した艇、人員に対して出来る限りの援助を与えなければならない。
- 12、参加するか否か、レース続行するか否かは、各艇の判断と責任において決めることであり、いかなる状況や事故に関しても、当協会、及びレース運営者は一切責任を負わないものとする。又参加者及びその親族らから、当協会、運営者に対しての、抗議、賠償要求、訴訟・・・等の責任追及は一切出来ないものとする(本項承諾の者のみ参加を認める)。
- 13、リタイアした艇は、本部艇に速やかにその旨連絡すること(携帯TEL,伝言も可とする)。
- 14、運営者と参加艇との関係・・・レース運営関係者は、参加艇(者)に対し、公正、中立的立場で、かつ最善の方策、努力をするものとし、参加艇に於いてはこれらの事を念頭にレース参加すること。

第3章 安全規定

- 1、参加艇は十分に整備され、機走、帆走、荒天にも安全に航行出来ると認められること。
- 2、乗員数は、原則昼間レースでは2名以上、(6月～9月のレースは、固型式ライフジャケット着用を条件としてシングルハンドでの参加を認める。)夜間レースでは3名以上で船検定員以内とし、その艇長はヨット経験技量十分なる者であること(レース内容、天候、乗員技量等にて、指導・参加拒否とする場合もあり)。
- 3、艇は船検合格済で、その有効期限内であること。
- 4、適正な船舶免許所持者が乗艇していること。
- 5、安全備品に関しては、船検合格以上の装備であり、かつ下記が搭載されていること。
適重量のアンカーとロープ、定員数のライフジャケット、救命ブイ、信号紅炎等(3本以上)サーチライト、音響具、消火器、救急薬品、非常食、携帯電話、・・・。
- 6、デッキ外周を全て囲う適切な高さ、強度のライフラインを装備していること。
- 7、乗員全て、ライフジャケットを着用していること。
- 8、艇尾に救命ブイを装着し、即投下出来る状態であること。
- 9、**夜間レース参加に於いては、下記遵守のこと。**
 - 9-1 航海灯(両色灯、船尾灯)が装備され、夜明けまで点灯可能な状態を維持すること。
 - 9-2 セル起動エンジン艇は、起動可能な予備電池を搭載していること。
 - 9-3 救命ブイにはサーチライトを取付けておくこと。

- 9-4 携帯電話2個以上、サーチライト3個以上、信号紅炎等5本以上搭載していること。
- 9-5 B S C Aメーリングリストに登録し、緊急連絡等を受信出来るようにすること。
- 10、エンジン不搭載、不調、燃料不足の艇は参加を認めない。
- 11、船外機は定位置に装着して、即緊急時避難、救助態勢にあること(跳上げ状態でも可)。
- 12、移動キール(センターボード)は、レース中完全差込みでロック状態であること。
- 13、艇の通常装備品は、レースに際して取り除かないこと。(例) 床板、マット、アンカー、工具、フェンダー、食器、食品、装飾品、寝具、予備セール(通常時艇に搭載していた物はレースに際して降ろさないこと)。
- 14、安全規定に関する、立入り検査をレース運営者、安全委員などにて予告なく実施し、改善指導又は参加拒否することもある。
- 15、事故に際しては、周辺艇、マリナー、警察・消防(110番)、本部艇、家族宅・等に速やかに連絡をいれること。

第4章 競技規定 (下線の箇所はBRS特有の規定を示す)

1、基本原則

スポーツマン及びシーマンシップの精神を持合させた上、琵琶湖ヨットマン同志の親睦と、ヨット技術の向上を目的として、本規定に従って競技参加しなければならない。

2、航路権

- 2-1 反対のタックの場合、スターボート艇に航路権あり。
- 2-2 同一タックでオーバーラップしている場合、風下艇に航路権あり。 但し、後ろから風下2艇身以内にオーバーラップした場合は、プロパーコースより上を帆走してはならない。
- 2-3 追い越し時、クリア・アスターンの艇(追い越し艇)は、被追い越し艇を避けなくてはならない。
- 2-4 マーク回航では、3艇身ゾーンに到達した時点で、オーバーラップしておれば内側の艇に回航のルームを与えなければならない(風上航でのマーク回航時に、マーク回航にタックを要する内側艇の場合を除く)。
- 2-5 2-1~4にて、非権利艇に避けられない理由があればこの限りではない(理由とは、避ける動作不能や、その方向に他艇や障害物が有り、即応出来ない場合等をいう)。
- 2-6 航路権に関する違反は、2回転することで違反解消とする。(回転とは、タックとジャイブを含む・・・以下同様)
- 2-7 航路権を持った艇でも、衝突の危険がある場合は衝突を防ぐべく回避行動をとらなくてはならない。

3、マークと接触

- 3-1 マーク本体に接触した場合は、1回転することで違反解消とする。
- 3-2 ゴールマークと接触した場合は、1回転の後改めてゴールラインを通過すること。
- 3-3 ロープとの接触で、マークを一時的にでも移動させてしまった場合はマーク接触とみなす。
- 3-4 本部艇(マーク)と異状接近し、接触防止の為に本部艇乗員より突き放された場合も接触とみなす。

4、リコール

- 4-1 スタート信号時、艇体装備、乗員の一部でもスタートラインを越えていた場合はリコール艇とし、スタートラインに戻ったのを、本部艇が目視確認してのみ違反解消とする。

5、ゼネラルリコール

- 5-1 リコール艇が多く判別不能、また運営に誤りがあった場合は、ゼネラルリコールとし、再スタートは10分後とする、再スタートは、ラウンド アン エンドを適用(但し I 旗は揚げない)とし、再スタート1分前の間に本部艇から見てリミットマークと第1マークの延長線内に居た艇 又は入った艇は、両端何れかのエンドラインを逆通過してから正しくスタートしなければならない、その動作を本部艇が目視確認してのみ違反解消とする。

6、コース短縮、中止、延期、集まれ

- 6-1 天候、事故、準備等の都合、レース前途中での、変更、短縮、中止、延期、とすることもあり。
関係信号旗は右の何れかとする[コース短縮・S 旗、 中止・N 旗、 事故発生・赤旗、 延期・AP 旗、 集まれ・L 旗]。

7、ペナルティー救済(タイム10%加算とする)

- 7-1 藻・座礁・障害物・充電・・・等にて、エンジンを起動、又は外部の援助を受け、ゴール時自己申告あった場合。
- 7-2 所定外のセール(セールNo.違いや、過大セール等)を、事前申告無くして使用した場合。

8、抗議・救済

- 8-1 抗議する場合は、相手艇に明確に伝え・赤旗をゴール時まで揚げ・ゴールの30分以内に抗議書及び供託金 3000 円が本部艇に提出された事で受理有効とする(詳細は内規-5参照)。
- 8-2 救済要求は、他艇救助などにて時間ロスした場合に、本部艇に申告することで適当なる救済を与える。
- 8-3 以上裁定は、運営者、有識者、関係者にて審問または検討を行い、当事者は如何なる結果にも従うこと。

- 9、その他は、ビスカ会則(含内規)、セーリング競技規則、琵琶湖水安全条例、個別の指示、・・・等にも準じる。